

国際地域創造学部における配属プログラムの変更に関する内規

〔平成 31 年 1 月 23 日〕
制 定

1. 配属プログラムの変更を希望する学生については、所定の手続きを経て学部長がこれを決定する。
2. プログラム配属の変更を希望する学生は、前期もしくは後期の第 13 週から第 16 週終了時までの間に国際地域創造学部長（本学部学務担当）に願書を提出しなければならない。ただし、休学にあるものはこれを認めない。
3. 学部長は学生の願い出に対し、教育委員会に審議を依頼する。教育委員会は、同委員会での協議、プログラム会議の議を経て、翌学期開始前月中旬までに審議結果を教授会に諮るものとする。学部長は教授会での最終審議結果を速やかに本人に通知する。
4. 配属プログラムの変更が可能な人員数は、各プログラムの目安定員の約 5%を上限とする。
5. 選考は成績等を基準に順位付けをして行うが、詳細は別途定める。

附 則

この内規は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。